

国際シンポジウム報告 「アジアの環境ガバナンス」

かた の よう へい はらしまよう へい
片野洋平・原嶋洋平

- I シンポジウムの目的
- II シンポジウムの報告・討議
- III シンポジウムの所見

I シンポジウムの目的

2000年3月9日、上智大学10号館講堂にて、「アジアの環境ガバナンス・国際シンポジウム」が開催された。このシンポジウムは、財団法人地球環境戦略研究機関 (Institute for Global Environmental Strategies: IGES) と上智大学地球環境研究所との共催により行われ、大学、研究機関、環境 NGO、企業、公共機関などから約300名が参加した（筆者らはこのシンポジウムの企画、準備から運営にあたる機会を得た）。

「環境ガバナンス」(Environmental Governance) という用語は、一般にまだ馴染みのないものであろう。これまで、とかく環境問題は政府部門が対処すべき問題と考えられがちであったが、私たち一人ひとりや企業による積極的な取り組みがなくしては、その解決は望めない状況にある。このように、政府に代表される公式な制度ばかりでなく、これらと非公式な諸制度、そして社会のさまざまな種類のアクターが相互に作用しあって、環境問題にどのように対処していくべきかが、「環境ガバナンス」の要点とすることができる。

このシンポジウムの主要な目的は、アジア各国の環境問題の専門家から各国における環境ガバナンスの現状と問題点について報告を受けて、アジア諸国における環境ガバナンスの改善にむけた具体的な方策について検討することであった。

シンポジウムの概要は次のとおりであった。
開会の挨拶

ウィリアム・カーリー (上智大学)
森島昭夫 (IGES/上智大学)

第1部 東南アジアの環境ガバナンス

司 会 加藤久和 (名古屋大学/IGES)
報 告

- (1)インドネシア：エンドロ・スシロ
(アトマジャヤ (ジョグジャカルタ) 大学)
- (2)マレーシア：ワン・ポーシャ・ハムザ
(マレーシア国際戦略研究所)
- (3)フィリピン：ベン・マラヤン
(フィリピン大学)
- (4)タイ：ソムルディ・ニクロ
(タイ環境研究所)

討 議 今井圭子 (上智大学)

第2部 南アジアの環境ガバナンス

司 会 ビシュヌ・バンダリ (IGES)
報 告

- (1)バングラデシュ：カンダカ・メヌディン
(バングラデシュ高等研究センター)

『アジア経済』XLI-9 (2000.9)

(2)インド：ビジェ・ラックスミ・パンディ
(インディラガンジー開発研究所)

討 議 植村和志 (上智大学)

第3部 北東アジアの環境ガバナンス

司 会 大和田滝恵 (上智大学)

報 告

(1)韓国：鄭會聲
(韓国環境政策・評価研究院)

(2)中国：裴曉菲
(国家環境保護総局環境経済政策
研究センター)

討 議 ジェームズ・ニッカム (法政大学)

第4部 横断的な諸問題

司 会 古城誠 (上智大学)

報 告

(1)貿易と環境：村瀬信也 (上智大学)

(2)成長と環境ガバナンス：原嶋洋平 (IGES)

(3)環境安全保障とアジア地域：
ミランダ・シュロース (メリーランド大学)

討 議 丁太庸 (IGES)

第5部 総合討論

司会：加藤久和 (名古屋大学/IGES)

閉会の挨拶

森島昭夫 (IGES/上智大学)

II シンポジウムの報告・討議

シンポジウムのプログラムに従って、それぞれの報告と討議の内容における主要部分を紹介したい。

1. 東南アジアの環境ガバナンス

(1) エンドロ・スシロ (インドネシア) 報告
インドネシアの環境政策が始まったのは、1972年のストックホルムでの国連人間環境会議

を受けてのことであった。それ以前には、環境問題が国家計画のなかに盛り込まれることもなかった。

特に、環境法の進展にとって重要な年となったのは環境管理法 (EMA) が制定された1982年であったが、この法律は満足に執行されず、それを支える技術的な側面も十分でなかった。環境問題が司法の場で解決されることは限られており、行政組織の面でも環境省とは独立して大統領令によって設置された環境管理庁 (EPA) も期待どおり機能しているとは言えない。環境 NGO の法的な地位は環境管理法のなかで認められていたが、NGO は反政府的な組織と見られがちで、政府から敵視されることが多い。

1997年に改正された環境管理法では環境 NGO の役割はさらに制限されたものとなっており、かなり議論を呼んでいる。1986年以来導入されてきた環境影響評価も開発許認可の一環として実施されているが、形骸化している。最近2年ほどの経済危機によって経済回復が最優先課題となり、どうしても環境問題への関心が薄らいで、目をむけられることが少なくなっている。

今後の課題としては、中央集権を改めて、地方にも公平な取り分をもたらしような分権化が必要である。また、開発許認可の過程で天然資源からの利益が政府や企業に吸い上げられてきたが、これらに先住民の権利が認められるべきであろう。環境 NGO の法的地位をより向上することも求められる。

(2) ワン・ポーシャ・ハムザ (マレーシア)
報告

マレーシアでは1969年の民族間の対立がきっかけとなって新経済政策が導入された。その過程で環境問題も避けられない事実となってい

1972年の国連人間環境会議を受けて、74年に環境質法(EQA)が制定されている。この法律は、マレーシアが総合的な環境管理に取り組むようになった表われであった。

1970年代から80年代初頭にはヤシ油やゴムの廃液、70年代中頃には大気汚染、70年代後半には産業廃棄物や廃水、80年代には騒音、そして自動車の排気ガスなどがそれぞれ問題視されてきた。これに対して、予防措置として導入されてきた環境影響評価も十分な成果を上げているとは言えず、特に連邦によってこれが実施される場合には州政府の権限を侵すものと見られている。

マレーシアの環境管理は中央集権的であって、科学技術環境省が分野横断的に環境問題を扱っている。しかし、中央省庁のなかで科学技術環境省の地位は低く、発言力が弱いという問題がある。特に、経済危機に直面して、その主張はなかなか受け入れられず、予算も削減されている。国境を越えた環境問題に対しても、ASEANの枠組みのもとで積極的に取り組んでいるが、インドネシアのヘイズ(薄煙)などの事例では、ASEANの相互非干渉主義が対策を遅らせている。

中央集権的な環境管理のなかでも、最近では、マスコミやNGOの役割は無視できないものとなった。環境ガバナンスの観点からは、信頼、協力、責任の分担などの大切さが認識されるようになり、政府などさまざまなレベルでのパートナーシップの構築が求められている。

(3) ベン・マラヤン(フィリピン) 報告

フィリピンでは、行政部門では環境天然資源省(DENR)が環境問題を所管している。そして、環境法の面では、植民地の時代から、水、大気、

森林など個別の問題について法律がつくられてきた。その結果、個別の環境法は数多くあるが、それらが実際に効果的に実施されているかどうかは大いに疑問である。

最近では、政府だけに任せるのではなく、社会全体で協力して環境問題を解決しようという動きが見られる。こうしたガバナンスの問題を考えるにあたっては、「マルチ・セクター」、「マルチ・レベル」、「プロブレム・フォーカス」といった視点が必要である。

すなわち、フィリピン政府内では、環境天然資源省が中心となっているが、ほかの政府機関もそれぞれの立場で環境問題に取り組んでおり、これら相互のコンセンサスが必要である(マルチ・セクター)。

また、環境問題に係わる意思決定は、制定法といった形で国家や政府のレベルだけで行われているのではなく、国際、地方、コミュニティの各レベルで行われており、ここでもコンセンサスが求められる(マルチ・レベル)。

環境問題を、公害と資源、さらには大気、水、土地、森林、水産、遺伝子などに細かく分類して、問題ごとに解決を考えていく方法もある(プロブレム・フォーカス)。

市民の支援によってアキノ政権が成立した後、フィリピン社会でNGO、市民団体、コミュニティの影響力が大きくなっているが、まだ政府やマスコミの動きに依存している部分が多い。これまで統治される側にいた人々がガバナンスに参加するというパラダイムシフトが起きており、政府と市民のパートナーシップが大切である。

(4) ソムルディ・ニクロ(タイ) 報告

タイでの環境ガバナンスの制度的な側面にお

いて基本となっているのが1997年憲法である。この憲法では分権と参加が強調されている。例えば、100年ほど前から西欧の制度を取り入れて、資源、土地、森林はすべて政府に帰属するものとしてきたが、1997年憲法では天然資源の管理を地方政府や住民に委ねるようにしている。

また、経済と環境の統合や関係省庁間の協力など「統合」が重要な課題となっているが、タイでは第8次国家計画からかなり総合的なアプローチが取り入れられている。1992年の環境法では、初めて環境管理が中央政府から地方（県）レベルに委譲されており、まだ完全な形になってはいないが、県レベルにおいて環境を統合して開発計画がまとめられるようになった。中央レベルでも、環境問題を所管する科学技術環境省と地方制度を所管する内務省との協力が大切となっている。

もう1つ、環境ガバナンスにとって重要な要素は「市民社会」である。この用語の定義はさまざまであるが、タイでは、バンコクに隣接する工業地帯であるサムットプラカーン県において中央地方政府、産業界、市民の代表が参加して組織された環境管理委員会の活動はこの点で好事例として挙げられる。

(5) 今井圭子コメント

東南アジアの諸国では、1972年の国連人間環境会議が環境政策の進展にとって重要な影響を及ぼした。そして、環境政策や行政の枠組みが徐々に中央政府主導から分権体制に移行している。さらに、環境保護の活動に関して市民の役割も大きくなっている。政府組織と社会組織との関係も、徐々に対立的な関係から協力関係を模索する関係に変わってきている。

2. 南アジアの環境ガバナンス

(1) カンダカ・メヌディン（バングラデシュ）
報告

バングラデシュでは環境問題はあまり重視されてこなかった。イギリス統治下には、すでに環境に関連する法律が存在していたが、これらは実施されてこなかった。環境問題を担当する省庁が設置されたのも1989年になってからのことで、第4次5カ年開発計画になって初めて環境問題が盛り込まれている。

その後、1992年には国家環境政策が承認され、環境保護法も95年になって制定されている。世界銀行や国連開発計画の支援による環境管理プログラムも始まっている。現在、第5次開発計画のもとで、さまざまな環境問題に関する政策文書が作成されているが、それらが実施に移されているかどうかは疑問である。森林、湿地、漁業、マングローブ、沿岸、海洋、煤煙、衛生、都市化をめぐる問題が政策課題として取り上げられている。なかでも、首都ダッカにおける大気汚染の深刻さは世界でも有数である。

環境に関連する政府機関もいくつかあるが、これらが開発プロジェクトに関与することはこれまであまりなかった。環境影響評価も、外資企業が行っているだけで、国内では実際に普及していない。NGOの活動には長い歴史があり、森林、衛生、上水などのプログラムに参加している。環境問題は深刻化しており、今後は国内で環境問題について優先順位を高め、諸外国の経験、知識といったものを役立たせることが重要である。

(2) ビジェ・ラックスミ・パンディ（インド）
報告

インドでは1960年代後半から環境管理と国家

経済計画との統合が求められてきた。その後、数多くの環境法が作られてきたが、都市部を中心として大気や水の汚染は悪化しており、依然として対策が十分でないというのが実状である。最近では、農村部でも環境汚染がひどくなっている。農村部では、燃料のほとんどが薪を焚いていることから、女性や子供を中心に汚染による被害が現れている。

土地と森林の再生プロジェクトも始まっているが、再生される森林は年間で200ヘクタールにすぎず、満足な成果があがっているとは言えない。その原因としては、地元住民のプログラムへの参加が制限されていること、土地からの収穫物や土地の利用についての権利が保障されていないこと、森林の収穫物について取引市場が確立されていないこと、森林再生のコストが高いこと、技術が不足しており、古からの地元の知恵が生かされていないこと、そして、国が圧倒的に強い権限を持っていることなどが挙げられる。

最近では、農村部で組合を組織して、森林再生プログラムを実施しているモデルケースがあり、いくつかは成功している。こうした成功例では、組合を通して、民主的に土地が利用されて、そこからの利益も公平に配分されている。草の根の参加を確保し、メリットを共有することが大切となっている。今後は、民間企業がこうしたプログラムに参画するような方策も検討する必要がある。

(3) 植村和志コメント

南アジア諸国では、共通して環境ガバナンスについて良い変化が見られる。1990年代になって環境法の整備が進み、多くのアクターが環境問題に関与するようになって地域や国家のレベ

ルで意識が高まっている。しかし、基本的な環境情報とその公開や環境と経済計画の統合が課題となっている。

3. 北東アジアの環境ガバナンス

(1) 鄭會聲 (韓国) 報告

韓国では1960年代から環境問題が社会的な関心を集めており、環境運動の始まりも1966年に釜山の火力発電所による大気汚染に対する反対運動までさかのぼる。しかし、経済開発が国家の最優先課題であって、一般の環境意識も低く、1960年代から70年代にかけて環境汚染が全国に蔓延していった。特に、蔚山と温山における公害被害は注目を集めた事件であった。

これに対して、1977年に環境保全法の制定によって韓国の環境ガバナンスの基礎が築かれている。当時は産業界も環境規制の遵守を徹底しておらず、環境対策が本格的に進んだのはようやく1990年代になってからのことである。この時期、政治的な民主化が実現して、1995年からは地方自治制度も復活している。環境分野では、1990年に環境行政組織が省レベルに格上げされ新しく環境政策基本法も制定された。中央政府における環境予算も着実に増やされている。最も大きい変化は、マスコミによって環境問題が取り上げられることが急増したことであった。

環境運動もますます活発となり、1990年代中頃には環境 NGO の数は300を超えている。産業界においても、特に輸出志向の企業では、ISO 14000国際規格の認証取得の動きが広がっており、自主的な環境監査やエコラベリングも導入されている。

(2) 裴曉菲 (中国) 報告

中国では環境保護における市民や企業の役割が高まってきた。市民が環境保護に参加する形

はさまざまであるが、行政組織に苦情を申し立てたり、マスコミに通報したりしている。特に新聞やテレビなどマスコミが環境問題を取り上げることも多くなって、世論の多くがこれを通じて環境情報に接している。多くの中国企業では環境管理の責任者が決められており、環境監査や汚染防止技術開発を行う企業もあることから、環境管理、環境監視、技術開発の3つを統合する必要性が指摘されている。

このように市民や企業による取り組みがある一方で、依然として中国の環境保護は行政組織を中心として展開されている。行政組織は水平関係と垂直関係の2つに分れている。水平関係では中央政府レベルで複数の行政組織がそれぞれの職務の範囲で環境保護にあっている。垂直関係では中央と地方があり、中央政府と省政府が政策決定を行っている。郷鎮レベルでは汚染物排出許可、汚染防止の調査、汚染物排出費の徴収などの政策を実施している。

行政の垂直関係では、下位レベルは上位レベルに報告する義務を負っているが、このようなトップダウン方式には弱点が現れている。中央が政策決定し、地方は政策実施の主体となっているが、その政策が現場の状況を反映しないものとなることがある。また、政策決定の際に、行政、企業、市民など相互のコミュニケーションが円滑に行われていないため、企業が環境保護に取り組むインセンティブが生まれず、市民の意見が政策に反映されないという問題点がある。

(3) ジェームズ・ニッカム コメント

韓国と中国とでは、共通して、急速に環境ガバナンスが変化している。特に中国の場合、国有企業の移行、郷鎮企業の増加、都市化の進展

などに伴って厳しい状況に直面している。こうした環境ガバナンスの変化においては、環境クズネツ曲線の考え方が示すような経済成長や工業化よりも、各国における政治的あるいは行政的な変革の方が影響を及ぼしている。さらにオリンピックのような環境問題以外の一般的事件も関係している。

これら北東アジア諸国でも欧米社会と同じように、環境 NGO の活動や汚染賦課金など経済的手法を重要視すべきか、注意深く検討する必要がある。

4. 横断的な諸問題

(1) 村瀬信也報告「貿易と環境」

貿易と環境という場合、持続可能な発展の実現という観点から両者の両立を図ることが重要であるが、環境レジームと貿易レジームの間にはそれぞれ規範、原則、メカニズムがあり、両者の対立がある。したがって、適切な基準を策定するにあたって、両者のバランスをとることが重要である。

法的な側面からは多国間環境協定と世界貿易機関(WTO)、関税と貿易に関する一般協定(GATT)の自由貿易の原則に基づくルールをどう両立させるかが問題となる。1997年の気候変動京都議定書、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書はこの両者の関係に問題提起する内容となっている。まず、京都議定書の京都メカニズムは今のところ時期尚早であり、WTOのルールと両立しないと考えられる。またカルタヘナ議定書に関してはWTOとどちらが優先するのかという問題に対し未解決のままである。

多国間環境協定とGATTの自由貿易体制を両立させ調和させていくには事後的調整方式、事前調整方式を組み合わせたものが最も適切な

手段ではないかと提案されている。また GATT のルールそのものを変更できないのであれば、WTO の合意に付加する形で盛り込むことが重要ではないかと思う。

(2) 原嶋洋平報告「成長と環境ガバナンス」

アジア諸国では経済成長が環境問題を惹起してきた。しかし、経済成長が常に環境の悪化をもたらすものとは限らない点に注意しなければならない。経済活動が拡大すると環境問題は悪化するが、経済成長がある一定の水準に達すると一転して環境問題は改善にむかうという経験則はアジア諸国においても妥当する。

経済成長の水準から見れば、アジアの発展途上国では、日本などよりも速いテンポで環境政策が制度的に発展してきた。しかし、中央政府の強いイニシアティブ、環境情報の公開への制約、市場メカニズムの弱さなどが要因となって、地方政府、市民、企業が環境ガバナンスにおいて果たしてきた役割の範囲は限られてきた。アジア諸国では経済的手法や住民参加に関心が注がれているが、各国の経済水準や社会の多様性に適合した形でこれらを導入していくことが必要である。

(3) ミランダ・シュロース報告「環境安全保障」

環境安全保障とは何であるかといった議論が近年欧米では盛んである。中心となる議論の内容は、環境悪化が国家の安全保障や国際的な安全保障にどのような影響を与えるのか、環境悪化、資源の枯渇が対立、紛争、戦争を招く可能性があるという懸念から生じたものである。その他にも環境安全保障とは何かといったとき、環境の悪化は人類にどのような意味合いをもたらすのか、また子孫にどのような影響を与える

のかといった点から、生活の質(QOL)と関連している概念だと考える研究者もいる。しかし、いずれの概念が正しいというわけではなく、多くの知見を活かすことが重要である。

今アジアが環境安全保障に関心を持つ研究者の注目を集めているのは、アジア地域は近年まで外交関係を国家間で結んでいなかったため、緊張感が高まり、環境問題が紛争につながるのではないかと懸念されていたからである。環境安全保障の概念を提唱することで、環境に関しての問題解決、環境分野の国際協力、その機会を利用して国家間の関係が逆に改善するかもしれない。そのような環境安全保障を実現していくことによって、生活の質の問題や、紛争解決に道が開かれていくであろう。つまり環境ネットワークを確立し、国家間の交流を増やし、国際協力関係を高めることによって同時に環境悪化等の問題に取り組むことが環境安全保障につながるのではないかと認識している。

(4) 丁太庸コメント

GATT や WTO と気候変動枠組条約とは相反するようであるが、WTO 加盟国のなかでも気候変動枠組条約に参加する国が増えているなど、環境保護を受け入れるようになっており、両者の対立を克服できるようなアプローチを模索していくべきであろう。また、環境安全保障という新しい概念は、環境劣化、資源枯渇、人口増大という点で、国家間や国内での緊張が高く、多様性に富むアジア地域にとっても意味あるものとなるであろう。

さらに、経済成長との関係では、アジア諸国の環境政策は日本など先進国と違った様相が指摘されているが、このことは経済と環境のパラダイムシフトが起こりつつあることを示したも

のと見ることもできる。

5. 総合討議

第1部から第4部における報告と討議を受けて、最後の総合討論ではフロアの参加者からの質問も寄せられ、アジアの環境問題が直面する多様な問題点やその解決に向けた方策について熱心な討議が交わされた。このなかで強く指摘された論点は、次のように整理要約することができる。

第1に、政府に依存してきた現在の環境ガバナンスは時代錯誤となりつつあり、政府以外の部門の参加を促進して、社会全体で環境問題に対処する必要がある。特に、金融業界が社会の投資部門において果たす役割は大きく、環境資本の形成にとって金融業界への期待は大きい。

第2に、環境ガバナンスの改善のためには、各国の政府が優れた環境ガバナンスの実践に対して「見返り」を与えることも検討すべきである。どのような「見返り」を与える仕組みを持つべきかについては、今後の研究課題となる。

第3に、現在の環境問題は一国にとどまるものではなく、国家レベルだけでなく、国境を越えた「地域的な」環境ガバナンスの協力についても議論が求められている。特に、北東アジアでは環境協力が不在であり、政府間での協力関係の構築が難しいのであれば、NGOの活動などを通して非公式な形態の環境協力を優先すべきである。

第4に、アジア諸国における環境ガバナンスの共通のトレンドとして、「地方分権化」が進んでいる。しかし、生態系保護などのように地方に委ねるだけでは解決が難しい問題があり、地方、国、地域のどのレベルで対策が必要かを慎重に見極める必要がある。

第5に、アジア各国では自国の経済発展を目指してきており、その結果として深刻な環境汚染に直面してきた。今後も、欧米諸国や日本といった先進国が経験してきた同じような環境と経済のパターンがアジアに当てはまるとは限らず、これまでの単線的な経済発展論を見直す努力も求められている。最近のアジア経済危機は、これまでの経済発展のあり方を再考するチャンスをもたらしてくれる。

第6に、環境法を強化し、政治による環境問題の取り組みを推進するためには、やはり一般市民の環境意識が高まることが大切である。市民における環境意識の向上は、選挙制度や司法制度などを通して、環境問題に対処するための政治的な意思に反映される。

第7に、すでに多くが指摘するところであるが、やはりアジアの発展途上国においては環境問題に対処するための財源を確保することが必要である。環境にやさしいクリーン技術の開発などの資金を調達するためには、民間部門とのよりいっそう緊密な連携が不可欠であり、先進国からの資金面そして技術面での支援も引き続き重要な役割を果たす。

III シンポジウムの所見

もともと“Governance”という概念自体は、東西冷戦崩壊後の国際社会の変化の中で、主に米国の政治学者によって提唱されたものである。オゾン層破壊や地球温暖化といった地球環境問題の出現も、この概念が登場した契機の一つであった。このように用いられるようになった「環境ガバナンス」概念がアジア諸国においてどのように理解され受け入れられるのか、そし

て、今日のアジアの環境問題の解決に意味あるものとなるのかは興味深い点であった。

シンポジウム全体を通して、アジアの国々では国の法律や政策といった公式の制度が十分に機能していないことが最重要な課題であることが確認できた。優れた法律や政策が整ったといえども、これまで中央政府のイニシアティブに依存してきたアジア諸国の環境政策はすでに限界にきており、地方政府、市民、企業といった多様なアクターが関与して効果的な環境政策を確立することが求められているという共通認識が得られた。

その中でも、企業部門による取り組みが鍵を握っている。例えば、中国では一般的に多くの企業は汚染防止に消極的と言わざるを得ない。大規模な企業では環境管理の担当者が置かれているようであるが、市場経済化に伴って急成長している郷鎮企業は環境監視や汚染物排出費の対象とさえもなっていない状態である。インドでも、会社組織でないものや家内工業を含めて、小規模な企業では汚染防止の対策がとられていない。

これに対して、輸出志向で急速な経済成長を実現してきた韓国やタイでは、企業は国際社会における環境対策強化の動きに敏感なようであった。環境対策は企業活動に余計なコストを課すものであるという旧来の考え方はいまだに根強いが、アジア経済の国境を超えた相互依存関係がより深まれば、アジアの企業も「貿易と環境」をめぐる国際ルールへの適応を迫られる。

環境ガバナンスの改善が必要であるという点で異論は見られないが、その具体的な目標や方策については、アジア地域全体で一律に考えることは事実上難しい。各国で揃って「地方分権化」が強調されているが、中央から地方への権限委譲の形態はそれぞれの政治行政制度によって変わらざるを得ない。企業や市民に環境保護のインセンティブを与えるものとして経済的手法に対する関心が高いが、この手法の基礎になる市場の状況は国によって違う。アジアは、各国に共通で統一的な対応がとりにくい地域といえる。これに対して、「環境安全保障」をめぐる議論を聞いてみると、国境を越えた環境協力を先行的に推進することで、逆に、国内での環境ガバナンスの改善に刺激を与えることの方が早道なのかもしれないと感じる。

今回のシンポジウムで、アジア9カ国の専門家が一堂に会して、アジアの環境ガバナンスに関する多くの知見を共有することができたことはとても有意義であった。アジアの環境ガバナンスの改善にむけた具体的な方策を提唱するまでに至らなかった点で物足りない面もあったが、今後も是非こうした機会がもたれることを望んでいる。

最後になったが、主催者の財団法人地球環境研究戦略機関と上智大学地球環境研究所の関係者、そしてシンポジウムの参加者の皆様に感謝したい。

(片野：上智大学大学院法学研究科)
(原嶋：拓殖大学国際開発学部助教授)